

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十一月十三日
第二千二百六十一号
火曜日

主要目次

- ◇告示 牛の移動禁止区域の指定解除
保険医の指定
保険医の異動
肥料生産業者の登録
種畜の廃用
- ◇選挙管理委員会告示
政党等団体の收支報告書要旨
- ◇公告 資格審査結果公告
- ◇正誤 昭和二十六年県告示第四百七十八号中訂正

告示

◇鳥取県告示第五百四号

昭和二十六年九月鳥取県告示第三百九十六号をもつて公示した牛の流行性感冒予防に関する規則による次の区域の指定を昭和二十六年十月一日解除した。

昭和二十六年十一月十三日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
移動禁止解除区域
島根県

◇鳥取県告示第五百五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十六年十一月十三日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）
火金 曜日（時ハ翌日）

昭和二十六年十一月十三日
第二千二百六十一号

（昭和四年四月十五日）
第三種郵便物認可

診療科名	診療所		所在地	保険医氏名	指定年月日
	名称	場所			
内、小兒科	五島 医院	気高郡鹿野町字鹿野一、六九五	五島 和之	昭和二十六年九月二日	
	柴田 医院	鳥取市掛出町一五	柴田英太郎	昭和二十六年九月十五日	
皮膚、泌尿性病、外科		鳥取市東町一四四ノ一	河瀬三知夫	昭和二十六年十月一日	
歯科	河瀬齒科医院				

うな異動があつた。

◇鳥取縣告示第五百六号
 健康保險法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保險医に次のよ

昭和二十六年十一月十三日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		異動事由	保險医氏名	異動年月日
	名称	場所			
内 科	竹内内科医院	鳥取市本町四丁目三八	新規開業	竹内 慎治	昭和二十六年九月八日
	鷺見医院	東伯郡北谷村字福本	診療所所在地変更	鷺見 敦臣	昭和二十六年九月九日

◇鳥取縣告示第五百七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。
 昭和二十六年十一月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 記

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最小量%			住所氏名
		窒素	磷酸	加里	
鳥取県 第一九四号	五、〇魚 五、〇 五、〇 一 荒粕粉末	全量	全量	全量	鳥取縣岩美郡網代村一八八 岩見酒造蔵

◇鳥取縣告示第五百八号

次の種畜は廃用された。

昭和二十六年十一月十三日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 記

種畜証明書番号	名前	種類	飼養者住所氏名
昭二四鳥取五〇	大下	黒毛和種	東伯郡西郷村 田中平治
" 九八	杉谷	"	北谷村 船木正吉
" 一二七	高山	"	小鹿村 山口春治
昭二六鳥取二一	藤勝	"	上小鴨村 荒金勝美

選挙管理委員会告示

◇鳥取縣選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定により提出された收支報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年十一月十三日
 鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸
 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
 一、種類 政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十六年五月
至 八月三十一日
三、報告書の要旨

団体名	寄附及収入の総額		一件千円以上の寄附総額		一件五百円以上の寄附総額		支出の総額		一件千円以上の支出総額		一件五百円以上の支出総額		報告書受理年月日
	件数	円	件数	円	件数	円	件数	円	件数	円	件数	円	
因幡地区自由労働組合	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	昭和二六、 一〇、一九
救国青年連盟鳥取県本部	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一八
眞政同志会	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一七
清風会	1	30,000.00	1	円	1	10,000.00	1	10,450.00	1	20,000.00	1	円	八、三一
鳥取県医政連盟	1	円	1	円	1	円	1	9,035.75	1	円	1	円	九、一五
鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟	1	8,510.00	1	円	1	円	1	9,035.75	1	347,956.75	1	円	九、二五
鳥取県青年自由党	1	25,000.00	1	円	1	35,000.00	1	19,995.00	1	75,645.00	1	円	九、一一
鳥取県小学校教職員組合	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一三
鳥取県中学校教職員組合	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一一
鳥取県高等学校教職員組合	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一三
鳥取県東部労働組合協議会	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一九

団体名	寄附及収入の総額		一件千円以上の寄附総額		一件五百円以上の寄附総額		支出の総額		一件千円以上の支出総額		一件五百円以上の支出総額		報告書受理年月日
	件数	円	件数	円	件数	円	件数	円	件数	円	件数	円	
鳥取県農業団体協議会	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一六
鳥取県農業協同組合連合会	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一一
職員農政研究会	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一四
鳥友会	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一一
日本共産党県村細胞	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一三
日本共産党鳥取県委員会	1	3,660.00	1	円	1	円	1	4,560.00	1	3,100.00	1	円	九、一一
日本共産党鳥取県因幡地区委員会	1	3,460.00	1	円	1	円	1	3,110.00	1	3,110.00	1	円	九、一八
日本共産党鳥取県因幡地区安部細胞	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一一
日本共産党鳥取県東伯地区委員会	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一七
日本共産党鳥取県東伯地区委員会	1	1,100.00	1	円	1	円	1	1,038.00	1	4,350.00	1	円	九、一一
日本共産党伯西地区委員会	1	1,100.00	1	円	1	円	1	1,100.00	1	円	1	円	九、一七
日本共産党東伯地区西郷細胞	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一一
日社会党鳥取支部連合会	1	500.00	1	円	1	円	1	3,110.00	1	円	1	円	九、一一
日社会党鳥取支部	1	1,200.00	1	円	1	円	1	1,020.00	1	円	1	円	九、一五
日社会党東伯支部	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	1	円	九、一一
日社会党米子支部	1	1,200.00	1	円	1	円	1	1,115.10	1	円	1	円	九、一一
日本電気産業労働組合倉吉営業所分会	1	1,200.00	1	円	1	円	1	1,115.10	1	円	1	円	九、一四

日本電氣産業労働組合米子営業所分会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	九、六
日本農民組合鳥取県連合会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	九、
日本農民組合東部地区連合会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〇、二
松 柏 会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〇、三
民主党鳥取県支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	九、一
民主青年協議会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	九、〇
大韓民国居留民団鳥取支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〇、八
同 和 会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〇、二
自由党鳥取県連合会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	九、一
自由党鳥取県東部支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	九、一
自由党鳥取県中部会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	九、一
自由党鳥取県支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	九、一
自由党鳥取県西部支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	九、一

四 主要な寄附者及び支出

(一) 寄 附 者

政党、協会その他の団体名 寄附の総額 件数 寄附者の氏名 又は団体名 職業 住所又は主たる事務所の所在地

清 風 会	二〇、〇〇〇、〇〇	一	木下 太郎	会社重役	日野郡阿毘縁村大字阿毘縁一、六六一
鳥取県青年自由党	一〇、〇〇〇、〇〇	一	稲田 直道	代議士	鳥取市古市
	一〇、〇〇〇、〇〇	一	岡垣 明	医師	鳥取市今町
	五、〇〇〇、〇〇	一	建部 邦雄	縣 議	八頭郡智頭町
自由党鳥取県東部支部	二〇、〇〇〇、〇〇	一	稲田 直道	代議士	鳥取市古市
自由党鳥取県中部会	二〇、〇〇〇、〇〇	一	門脇勝太郎	会社重役	東伯郡倉吉町越中町
自由党鳥取県西部支部	一〇、〇〇〇、〇〇	一	手島 雄二	会社重役	神奈川県大磯町山王町
	五、〇〇〇、〇〇	一	中島 邦美	"	米子市道笑町三丁目

(二) 支 出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
清 風 会	一〇、〇〇〇、〇〇	二	広告料
鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟	一八、〇〇〇、〇〇	一	未帰還家庭援護
	二九、九五六、七五	二	借入金償還
鳥取県青年自由党	二、四六〇、〇〇	一	事務費
	六、四〇〇、〇〇	二	事務用品購入費
	六、七六四、五〇	四	旅 費
日本共産党鳥取県委員会	三、一〇〇、〇〇	一	人件費

00097

日本共産党鳥取縣因幡地区委員会
日本共産党鳥取縣伯西地区委員会

自由党鳥取縣東部支部

自由党鳥取縣中部会

自由党鳥取縣西部支部

三、二二〇、〇〇	二	〃
五、〇五〇、〇〇	三	〃
一、三〇〇、〇〇	一	費用辨償
四、五〇〇、〇〇	三	事務所費
三、三六二、〇〇	三	電話費
九、〇〇〇、〇〇	三	人件費
一、二〇〇、〇〇	一	通信費
一、〇〇〇、〇〇	一	事務所費
四、七五六、〇〇	一	通信費
四、〇〇〇、〇〇	一	諸雜費
三、五〇〇、〇〇	一	役員會費
一、五〇〇、〇〇	一	総務會費

公 告

資格審査結果公告第七十七号

(自昭和二十六年十月三十一日
至昭和二十六年十月三十一日)

昭和二十六年十一月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する
勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補
禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十
二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令

00098

内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の
規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市町村役
場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなけ
ればならない。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、
次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り
換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に
供し得るように、市町村役場に編つて保存するもので
ある。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了し
た者の調査表は鳥取県庁に保管し、これを公衆の閲覧
に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧するこ
とが出来ぬ。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数	一七名
非該当決定数	一七名
審査を受けた公職及びその氏名	

(イ) 昇任又は任命予定者

○県森林審議会委員

国森子太郎 木下 太郎

○市町村普通公職者

鳥取市 杉本 宣久

宝木村 三沢 治巳

○市町村資産評価委員

大誠村 油本 健吉

下中山村 中永 恒雄

○米子市商工会議所役員

坂口平兵衛 青砥喜三郎 坂本 義男

寺崎 宇助 田村 純一 村田 金市

(ロ) 公選による公職の候補者

○村長立候補者

宝木村 松本 政一 野藤 富藏 谷川 常藏

○水利組合会議員候補者

蚊屋井手水利組合 山崎 善一

(ハ) その他

○恩給取得のため

山崎來代一

正 誤

昭和二十六年十月二十三日鳥取縣告示第四百七十八号中誤りがあるので次の通り訂正する。

頁 番号 誤

正

四	2	昭和二十八年十二月三十一日	昭和二十九年十二月三十一日
五	16	中原字木地屋一、三一九ノ一	中原字木地屋ノ上一、三一九ノ一
六	4	長田字金田山一、〇四〇ノ外二	長田字金田山一、〇四〇ノ四外二
〃	5	莊田字北原六七二ノ外三	莊田字北原六七二ノ二外三
〃	6	五二八四	五八二四
七	8	(長田神社恩代)	(長田神社有総代)
〃	1	西伯郡宇田村大字稻吉字考靈山一、二二一ノ二	西伯郡宇田川村大字稻吉字考靈山一、二二一ノ二
〃	2	二町歩六反	二町六反歩
八	2	茂九郎持の峯二、二三五	茂九郎持の峯二、二三五ノ一
〃	3	茂九郎持の峯二、〇〇一	茂九郎持二、〇〇一
〃	10	西伯郡光徳村大字豊成 九二三	西伯郡光徳村大字豊成村 九二三
一〇	29	東坪寺谷平一、八七一	東坪寺寺谷平一、八七一

昭和二十六年十一月十三日印刷
昭和二十六年十一月十三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣鳥取市東町